

## — 声明 —

国と熊本県、チツソは控訴を取り下げ、大阪地裁判決に従って解決をはかれ

本年 9 月 27 日大阪地裁は、原告 128 人全員を水俣病と認め、国と熊本県、原因企業チツソの賠償責任を認める判決を行いました。判決は、水俣湾を含む不知火海沿岸に広く被害が見られることや住民が近海でとれた魚を多く食べてきた生活実態を踏まえ、特措法が基準とする地理的・年代的な線引きを否定した画期的内容でした。裁判官は現地を視察し判決を導いたとのことです。海に県や市町村の境界はなく、魚貝類は自由に移動しているのですから当然のことと言えます。

ところが国と熊本県、チツソ三者はこの判決に対して「国際的な科学的知見や最高裁で確定した近時の判決の内容等と大きく相違している」(伊藤環境相)として大阪高裁に控訴しました。

この控訴を受けた記者会見で原告団の一人前田芳枝さんが「国と県は私たちが死ぬのを待っているのか」と訴えたように、被害者にとって、この控訴は「あってはならない、許しがたい」ことです。

国・熊本県は、何を恐れたのでしょうか。同判決が、救済対象の大幅拡大と新たな救済策実施に道を開くものとなり、患者認定制度の見直しの浮上、差別や偏見へのおそれ被害を訴えることができなかつた人々、症状に気づかない人、声をあげられなかつた人などが世に出るのを回避しようとしているのでしょうか。

公害の認定、被害認定と賠償を求めた訴訟の開始と裁判には長い年月がかかっています。チツソ水俣工場のアセトアルデヒド製造工程からのメチル水銀を含む廃液の水俣湾への放出は 1932 年に始まっていますが、その健康影響は奇病、伝染病、風土病と言われ放置されてきました。排水による魚介類の汚染が原因と疑われたのが 1956 年。チツソと化学業界、一部学者は有機水銀原因説の否定に躍起となり、政府が「チツソ水俣工場の排水でメチル水銀化合物が魚介類に濃縮蓄積され、これらを地域住民が食することにより生じた公害病」として公式に認定し、アセトアルデヒド製造をチツソが停止したのは 12 年も経た 1968 年、廃液放出は 36 年に及んでいました。

多くの人に症状が続出し、亡くなる人も出ましたが、被害者への救済は遅くかつ限定的であったために住民は自主交渉に立ち裁判を起こしました。ここでも茨の道は続き、また、企業、地域か

らの中傷や非難を浴び続ける中での闘いを余儀なくされました。今回の国、熊本県、チッソ三者の大阪地裁判決否定と高裁への控訴はこれらの延長線上にあるといえましょう。

翻って、わが福島は、2011年3・11地震・大津波—東京電力福島第一原子力発電所の爆発によって、空、海、湖沼、河川、森林、田畑、居住地が広範囲に汚染され、多くの人々が避難を余儀なくされ、故郷、生業、職場、学び舎、人と人とのつながり、生命と健康を奪われました。また、東電福島第一原発事故前、小児甲状腺がんは100万人に1～2人の発症と言われていましたが、事故後、福島県の子ども38万人を対象にしたエコー検査では、がんの発症や悪性の疑いと診断された子どもは三百数十人になっています。

そして今、原発事故によって発生し保管されてきた放射能汚染水はALPS処理水として海洋投棄が開始されました。今後数十年は続くこの愚挙を正当化するために、政府・自治体、マスコミあげての安全キャンペーンと水産業対策に千数百億円が費やされ、疑問と反対の声は封じられようとしています。

このような経過を見ると「ミナマタ」と「フクシマ」には、加害者である企業の経営者と国の政治家・官僚で誰一人も刑事責任を負わされていないことをはじめとして多くの点で共通点があります。人間の生活、地球環境と海洋生物に悪影響を及ぼす、汚染水の海洋投棄に反対する私たちは、水俣病被害者の闘いの歴史に学び、屈することなく海洋放出を止める活動を進めて行きます。そのためにも、今回控訴した国、熊本県、チッソに強く抗議するとともに、控訴を取り下げ大阪地裁判決に従って多くの人々の救済に道を開くことを強く求めます。そして、近畿訴訟団をはじめ各訴訟団が勝訴し、真つ当な賠償を受けることができるよう連帯と協力の運動に参加していくこと、大企業と国の横暴を許さぬ社会を築くために取り組んでいくことを表明します。

2023年10月19日

声明発出団体 汚染水の海洋投棄を止める運動連絡会

共同代表 中路良一 片岡輝美 増子英一 坂口美日 二瓶朝夫 大河原さき

連絡先 〒963-7783 福島県田村郡三春町大字南成田字大桜71 二瓶方

電話 090-7007-9934

E-mail nakajifude@gmail.com